



フリマサービスでブランドの財布を購入したが、偽物だった。返品するので返金してほしい・・・。

相

談

フリマサイトでブランドの財布を購入しましたが、届いてみると偽物でした。出品者に「返品、キャンセル希望」と伝えましたが、応じてもらえず、フリマサイトの事務局からは、出品者と話し合うように言われました。出品者に再度、返品・返金を伝えましたが、返品不可と言われ、連絡も途絶えました…。 (20代 女性)

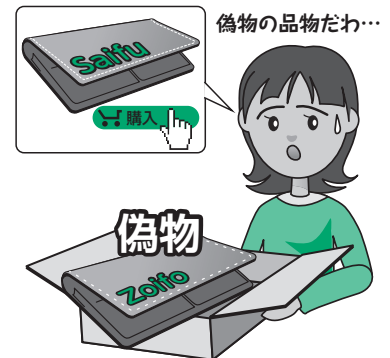
回

答

多くのフリマサービスでは、トラブルが発生した場合、当事者間（個人間）で解決を図ることが求められます。

【トラブル防止のためのチェックポイント】

- フリマサービスでは、利用者に対して利用の仕組みやルールを説明しています。
利用規約等をよく読み、使い方を理解した上で利用しましょう。
- 商品についての疑問点を出品者に事前に質問したり、フリマサービス運営事業者への問合せ方法も事前によく確認しましょう。
- トラブルになった場合、まず当事者間で十分に話し合い、解決しない場合は、フリマサービス運営事業者に事情を伝え、鑑定サービス・補償制度の利用や調査等の協力が得られないか確認しましょう。



万一トラブルにあったら、一人で悩まないで、早めに最寄りの消費生活センターにご相談ください。消費者ホットライン局番なし「188 (いやや)」で、お近くの相談窓口につながります。

注意喚起!

見た目はピカピカ、中身は劣化 ～10年超え「古い蛍光灯器具」の事故に注意～

2027年末までに、一般照明用の蛍光灯の製造・輸出入が終了します。LED化率は2025年末時点で66.4%と、LED照明への移行が進んでいます。

蛍光灯をLED照明に変更する方法は、「蛍光灯器具ごとLED照明へ交換」と「ランプだけをLEDランプに交換」の2種類があります。

後者では古い蛍光灯器具を使い続けるため、外観に異常がなくても内部の電気部品が劣化し、発煙・発火

につながるおそれがあります。

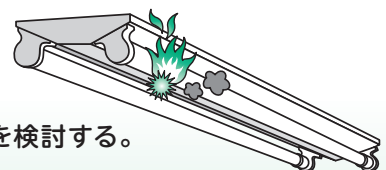
『LEDランプに交換すれば、ずっと使える』は間違いです。改めて家や事業所の蛍光灯器具をチェックして、使用年数が10年を超えている場合は、蛍光灯器具ごとLED照明への交換を検討しましょう。

○「ランプ」：実際に光を発する光源(蛍光ランプ/LEDランプ)

○「照明器具」：ランプを取り付けて電力を供給する機能を持つ装置全体(蛍光灯器具/LED照明器具)

■「劣化した蛍光灯器具による事故」を防ぐために

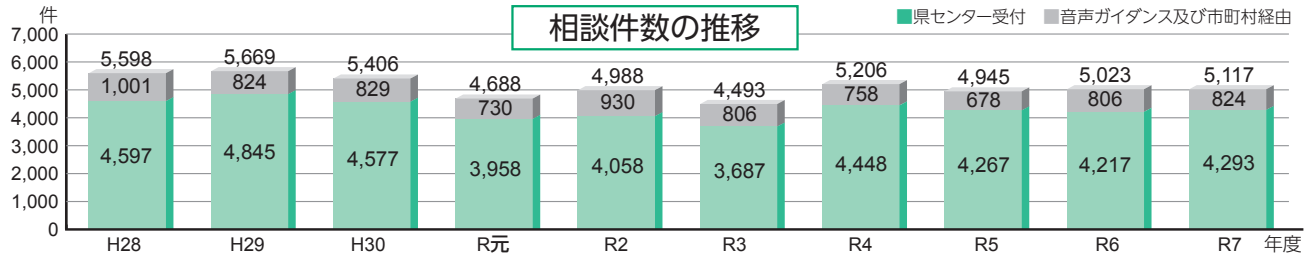
- 蛍光灯器具等の照明器具は「電気製品」で、寿命(耐用年限)がある
- 器具の使用年数が10年を超えている場合は「器具ごとLED照明への交換」を検討する。
- 異常がある場合は、すぐに使用を中止する。



詳しくは、独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)のホームページをご覧ください。
<https://www.nite.go.jp/data/000160912.pdf>

令和7年度 消費生活相談の概要

令和7年度の相談件数は、5,117件（内訳：県センター受付相談4,293件、架空請求音声ガイダンス767件及び市町村からの経路相談57件）で、対前年度比101.9%でした。



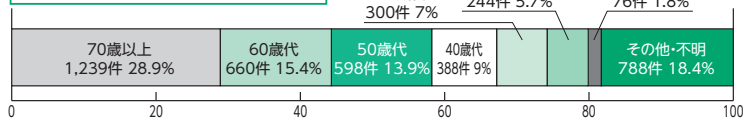
項目別相談件数

(※以下、架空請求の音声ガイダンスの件数(767件)及び市町村からの経路相談の件数(57件)を除いた4,293件の相談に関して記載します。)

年代別

70歳以上(1,239件)が最も多く、60歳代(660件)、50歳代(598件)、40歳代(388件)、20歳代(300件)、30歳代(244件)、20歳未満(76件)の順となっています。男女別にみると、男性(1,955件)、女性(1,990件)となっています。

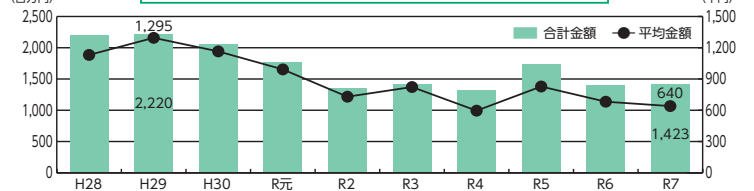
契約当事者の年代別構成比



契約購入金額

「契約購入金額（請求または契約金額）」は、14億2,277.5万円、「平均契約購入金額」は64万円でした。

契約購入金額（合計金額、平均金額の推移）



商品、役務(サービス)別

() 内は対前年度比

商品・役務に関する主な相談件数と内容

商品

2,125件 (100.6%)

項目	R7(件)	対前年度比(%)	主な相談内容	
商品一般 485件 (R6: 480件)	商品一般	485	101.0	・大手通信会社や運送会社をかたる電話で個人情報教えてしまったという相談や、身に覚えのないクレジットカードの請求や口座引落しに関する相談
	うち 架空請求	6	15.4	
保健衛生品 433件 (R6: 422件)	基礎化粧品	168	92.3	・通信販売で定期購入になっていた化粧品の解約したいという相談や、解約の連絡がとれないという相談
	メイクアップ化粧品	51	145.7	
食料品 270件 (R6: 321件)	他の健康食品	122	71.3	・ネット広告やSNS広告から健康食品等を注文したところ定期購入だったので解約したいが、業者と連絡がとれず、どう対処すればよいかという相談
	健康食品	17	283.3	

役務(サービス)

2,009件 (106.7%)

項目	R7(件)	対前年度比(%)	主な相談内容	
金融・保険 サービス 352件 (R6: 296件)	金融関連サービスその他	90	134.3	・多重債務の返済困難に関する本人や家族からの相談や、クレジットカードの不正使用や解約に関する相談
	フリーローン・サラ金	89	95.7	
他の役務 328件 (R6: 283件)	役務その他サービス	179	137.7	・突然パソコンに表示された偽警告による偽のセキュリティサポート料の請求に関する相談
	外食	24	171.4	
運輸・通信 サービス 322件 (R6: 292件)	インターネット接続回線	91	113.8	・光回線、モバイルWi-Fi、プロバイダ変更の解約に関する相談
	固定電話サービス	77	92.8	

販売購入形態別

()内は対前年度比

店舗購入 621件(91.9%)

注文した中古自動車の解約や解約手数料、故障に関する相談、賃貸アパートの退去時の原状回復に関する相談、脱毛エステの解約に関する相談。

通信販売 1,429件(105.0%)

通常価格より低価格で購入できるとの広告を見て定期購入と気づかずに購入した化粧品や健康食品等の解約に関する相談、身に覚えのない請求に関する相談、ネット通販で

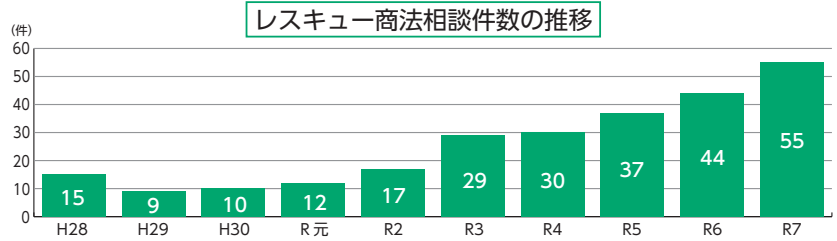
注文した商品が届かないという相談や注文した覚えのない商品が届いたという相談。

電話勧誘販売 351件(134.5%)

電話勧誘で「料金が安くなる」と言われて契約したWi-Fiや光回線の解約に関する相談、副業やオンライン講座の解約や返金についての相談、定期購入になっていた健康食品、化粧品の解約に関する相談。

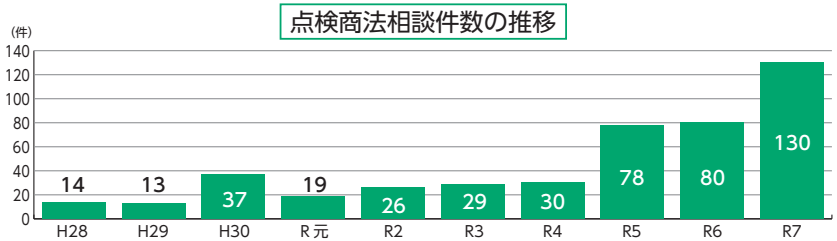
暮らしのレスキュー商法 (緊急トラブル対応等) 55件(対前年度比125.0%)

相談件数は、年々増加傾向にあり、相談内容は、トイレの詰まりに関する相談のほか、水回り(排水管や蛇口、台所など)の修理に関する相談となっています。



点検商法 (無料点検として事業者が訪問等) 130件(対前年度比162.5%)

相談件数は増加しており、相談内容は、屋根工事・瓦の点検サービスに関する相談のほか、給湯器の点検サービスに関する相談が増加しています。



令和6年能登半島地震に関連する相談 11件(参考 令和6年度60件)

相談内容は、無料点検等に関する相談のほか、工事が終わらないため対応を知りたいという相談等がありました。なお、災害がいつでも起こる可能性があり、直接関連がないと思われる屋根工事、瓦の点検サービスの勧誘をきっかけに契約に至る場合もあるため、引き続き訪問販売への注意が必要です。

富山県消費生活相談員人材バンクの登録者を募集します

県内の消費生活センター等で消費生活相談員として勤務を希望する方を人材バンクに登録し、採用を希望する市町村に情報を提供します。

※人材バンクへの登録は、消費生活相談員としての採用を保証するものではありません。



「富山県消費生活相談員資格試験受験料等助成事業」について

富山県では、消費者安全法第10条の3に定める消費生活相談員資格試験^(※)に要する費用の一部を助成します。
(※)消費生活相談員資格試験(国民生活センター)、消費生活アドバイザー資格試験(日本産業協会)

○助成内容

- (1) 受験手数料の1/2
- (2) 第2次試験会場までの公共交通機関利用料金の1/2 (上限1万円)



【人材バンク及び助成事業に関するお問合せ先】

富山県生活環境文化部県民生活課 TEL 076-444-3129

小泉謙二氏（元富山県生活協同組合連合会会長）が 令和8年度ベスト消費者サポーター章を受章しました！

消費者庁では、消費者利益の擁護及び増進のために各方面で活躍されている方々を表彰する制度として「消費者支援功労者表彰」を実施しています。

この度、小泉謙二氏（元富山県生活協同組合連合会会長、元富山県消費者団体連合会会長）が「ベスト消費者サポーター章」を受章しました。

誠におめでとうございます。

【主な活動実績】

富山県生活協同組合連合会会長として、食の安全や消費者被害防止、福祉、災害対策に関し、関係団体と連携した取組を推進し、食品安全行政への意見反映など県民生活の向上に貢献。

高齢者向け被害防止活動や子ども向けエシカル教育を推進したほか、官民連携会議等への参画を通じて継続的な消費者被害防止ネットワークの構築に貢献。

各種消費生活出前講座をご利用ください！

講師派遣
無料

県では、複雑化・多様化する消費者トラブルを未然に防止するため、トラブルの事例や対処法について楽しく学べる各年代に応じた内容の各種出前講座を実施しています。お気軽にご利用下さい。

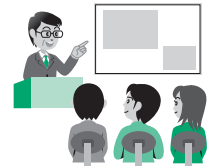
講座名	対象	講師
消費生活出前講座	一般 （・年齢や所属は問いません ・高齢者（自治会や老人クラブ・企業研修としてもご利用いただいています）	富山県消費生活推進リーダー 等
中学生を対象とした消費生活講座	中学生（PTA主催でもご利用できます）	消費生活相談員等
高校生等を対象とした消費生活講座	高校生（PTA主催でもご利用できます）	弁護士（富山県弁護士会所属）
悪質商法撃退講座 in キャンパス	大学、短期大学、専門学校生等	弁護士（富山県弁護士会所属）

◆講座の内容

- ・悪質商法の事例や対処法
- ・各年代に多い消費者トラブル
- ・製品事故にあわないために
- ・高齢者や障がい者を見守るために 等

◆費用

- ・講師派遣にかかる費用は無料です。
- ・会場設営費用については、ご負担願います。



お申込み・お問合せ

富山県消費生活センター TEL 076-432-2949

消費生活に関するご相談は、市町村相談窓口、県消費生活センターへ

富山市消費生活センター（CiCビル内）

富山市消費生活センター	☎076-443-2047
高岡市消費生活センター	☎0766-20-1522
魚津市 市民課	☎0765-23-1003
氷見市 市民課	☎0766-74-8010
滑川市 生活環境課	☎076-475-1374(直)
黒部市消費生活センター	☎0765-54-3198
砺波市消費生活センター	☎0763-33-1153
小矢部市 生活環境課	☎0766-67-1760(代)
南砺市消費生活センター	☎0763-23-2037
射水市消費生活センター	☎0766-52-7974
舟橋村 総務課	☎076-464-1121(代)
上市町 町民課	☎076-472-2315(直)
立山町 住民課	☎076-462-9963
入善町 住民環境課	☎0765-72-1824
朝日町 住民・子ども課	☎0765-83-1100(代)
朝日町 社会福祉協議会	☎0765-83-0576

◆富山県消費生活センター（県東部にお住いの方）

富山市湊入船町6番7号（富山県民共生センター内）
消費生活相談 ☎076-432-9233
消費者金融・多重債務相談 ☎076-433-3252
【開所時間】月曜・水～金曜 8:30～17:00
火曜 8:30～19:00

※但し、偶数月：第1・2週、奇数月：第2週の延長相談は電話のみ
土曜・日曜・祝日・年末年始は休み

◆富山県消費生活センター高岡支所（県西部にお住いの方）

高岡市御旅屋町101（御旅屋セリオ5階）
消費者相談、消費者金融・多重債務相談
☎0766-25-2777
【開所時間】月曜～金曜 8:30～17:00
土曜・日曜・祝日・年末年始は休み

◆富山県消費者協会（富山県民共生センター内）

☎076-432-5690
【開所時間】土曜 9:00～15:00
土曜日が祝日・年末年始の場合は休み

消費者ホットライン **局番なし ☎188**（いやや!）

最寄りの市町村の消費生活相談窓口や県消費生活センターにつながります。
受付時間は、相談窓口ごとに異なります。

県消費生活センターの電子申請による相談受けは
こちらから⇒

